

から3月15日(火)まで

平成27年分確定申告のお知らせ

問 伊奈庁舎税務課 ☎58・2111
(内線1132)

- ◎午前7時30分から番号札を配布します
- ・伊奈庁舎：庁舎東側夜間窓口前
- ・谷和原庁舎：正面玄関前

※午前8時30分以降の受付場所は伊奈庁舎：待合室／谷和原庁舎：申告会場となります。

申告が必要な方とは？

- ①事業所得（営業・農業・不動産など）・配当所得・譲渡所得がある方
- ②給与所得者で、勤務先が「給与支払報告書」を市役所へ提出していない方

※勤務先の給与と担当者に確認してください。

- ③年途中で退職し、その後、就職していない方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方。または2カ所以上から給与を受けている方

- ⑤給与所得者で年末調整を受けていない方
- ※給与所得には、パート・アルバイトによる収入も含まれます。

- ⑥医療費控除などを受けようとする方
- ⑦公的年金などの所得のみの方で、社会保険料・生命保険料・扶養控除・医療費控除などを受けようとする方

- ⑧所得証明書や非課税証明書の

必要な方

- ⑨国民健康保険に加入している方
- ※収入のない方で誰にも扶養されていない方は、市・県民税申告が必要です。

申告に必要なもの

- ①認印（スタンプ式は不可）
- ②金融機関の口座番号がわかるもの（申告者本人名義のもの）
- ※所得税の還付申告をされる方は必要

- ③平成27年中の収入が分かる書類
- ・給与、年金などの源泉徴収票（コピー不可）。扶養親族分もお持ちください。
- ・生命保険などの満期保険金を受け取った方は、その支払通知書

- ・外交員報酬、原稿料、講演料などの収入がある方は、その支払調書
- ・営業や農業、不動産などの所得がある方は、事前に必ず収支内訳書を作成し、領収書などあわせて持参してください。

※収支内訳書が作成されていない場合には、申告を受け付けできません。

- ④平成27年中に支払った証明書または領収書。生命保険料、地震保険料、社会保険料（国民健康保険・国民年金）など

- ⑤医療費控除を受ける方は、医療費の領収書および保険などで補てんされた金額（高額療養費や生命保険などで戻ってきた金額）の明細書

- ※医療費控除におむつ代を含める場合は、医師の証明する「おむつ使用証明書」が必要となります。
- ※必ず合計金額を計算しておいてください。

- ⑥障害者控除を受ける方は、障害者手帳など（介護認定を受けている方は本紙9ページをご覧ください）

市役所の会場で受けられない申告

- 次の⑦～⑨は市役所での申告受付ができませんので、土浦税務署で申告してください。
- ⑦青色申告
- ⑧雑損控除の適用を受ける申告
- ⑨不動産・株式などの譲渡所得の申告

- ⑩上場株式などの配当所得、先

物取引に係る所得の申告

- ①損益通算のある申告
- ②繰越控除のある申告

- ③贈与税・消費税の申告
- ④住宅取得資金などを連帯で借り入れしている方で、住宅借入金等特別控除の適用を受け

る申告と住宅関連特別控除の

適用を受ける申告

- ⑦平成26年分以前の更正の請求

市役所の会場では…

今年も午前7時30分より番号札を配布します。説明開始が午前9時からになりますので、番号札を持ってお越しください。混雑が予想されますので、なるべく日程表のとおりお越しください。さるようご協力をお願いします。

事業者の皆さんへ

消費税・地方消費税の納税は期限内に！

消費税・地方消費税率は8%です
期限内納付のために…

計画的な納税資金の積み立てを！

積立後の納付には、便利な納付手段をご利用ください

◎振替納税

事前の登録で、預金口座から自動的に引き落としされます。

◎ダイレクト納付

事前の登録で、e-Taxを利用した電子申告などの送信後に、預金口座からの振替納付ができます。

詳しくは、国税庁ホームページへ www.nta.go.jp